

新	旧	改定内容
<p data-bbox="504 493 1009 640">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p data-bbox="474 1270 1038 1333">令和5年4月1日改定</p> <p data-bbox="504 1438 1009 1501">愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="1647 493 2151 640">積算基準及び歩掛表 (水道編)</p> <p data-bbox="1617 1270 2181 1333"><u>令和4年5月1日改定</u></p> <p data-bbox="1647 1438 2151 1501">愛知県企業庁</p>	<p data-bbox="2478 1281 2656 1323">改定日更新</p>

総目次

— 積算基準及び歩掛表（水道編） —

第1編	積算基準（共通編）	1～6
第2編	積算基準（水道建設工事編）	7～94
第3編	積算基準（水道調査設計業務編）	95～132
第4編	積算基準（水道維持管理編）	133～157
第5編	歩掛表（水道建設工事編）	158～314
第6編	歩掛表（水道調査設計業務編）	315～368
第7編	歩掛表（水道維持管理編）	369～398

総目次

— 積算基準及び歩掛表（水道編） —

第1編	積算基準（共通編）	1～6
第2編	積算基準（水道建設工事編）	7～95
第3編	積算基準（水道調査設計業務編）	96～133
第4編	積算基準（水道維持管理編）	134～158
第5編	歩掛表（水道建設工事編）	159～317
第6編	歩掛表（水道調査設計業務編）	318～371
第7編	歩掛表（水道維持管理編）	372～401

ページ数の修正

第1編 積算基準（共通編）

第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-5 設計書の構成

実施設計書（金入り）及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項目	実施設計書（金入り）	金抜き設計書
設計書鏡（表紙）	○	○
設計書鏡（工事概要）	○	○
総括情報表	○	○
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	○	○
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

第1編 積算基準（共通編）

第2章 設計書の作成

第1節 設計書の作成

2-1-5 設計書の構成

実施設計書（金入り）及び金抜き設計書の構成は次のとおり。

項目	実施設計書（金入り）	金抜き設計書
設計書鏡（表紙）	○	○
設計書鏡（工事概要）	○	○
総括情報表	○	—
内訳表	○	○
工種明細表	○	○
施工単価表	○	○
施工パッケージ単価表	○	○
登録単価一覧表	○	—
機労材集計表	○	○
諸経費等算定表	○	—
数量計算書	○	○

金抜き設計書の構成修正

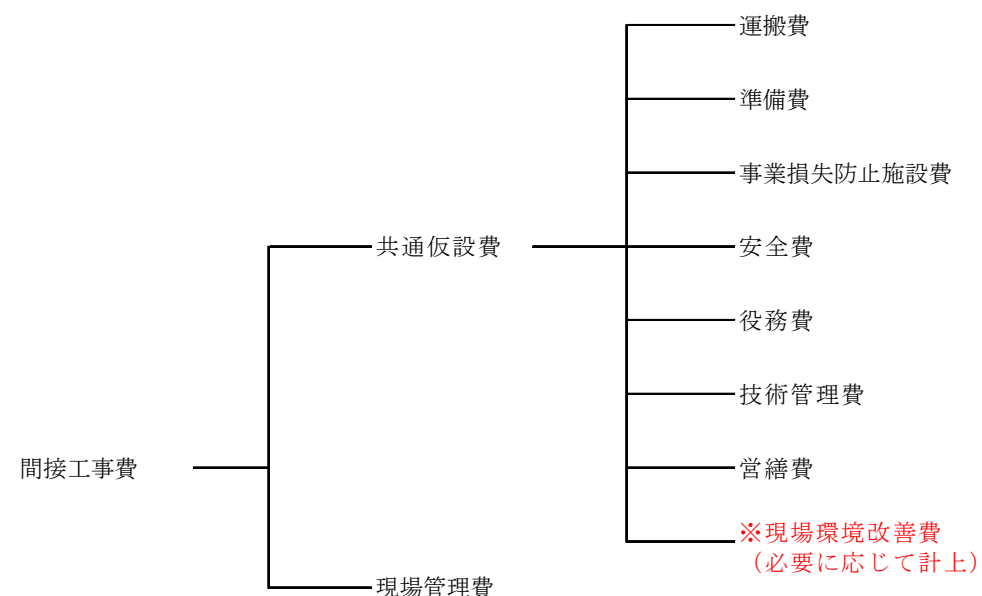
第2編 積算基準（水道建設工事編）

第2章 水道土木工事の積算基準（厚）

第3節 間接工事費の積算

2-3-1 間接工事費の構成

間接工事費の構成は下図のとおりとし、各々の積算は第4節及び第5節のとおりとする。



第4節 共通仮設費の積算（厚・企）

2-4-3 共通仮設費の率分（厚・企）

1 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、別表第1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

2-4-11 現場環境改善費（厚・県・企）

積算基準及び歩掛表（その1）による。

ただし、現場環境改善費の対象額は2-4-2の5のとおり。

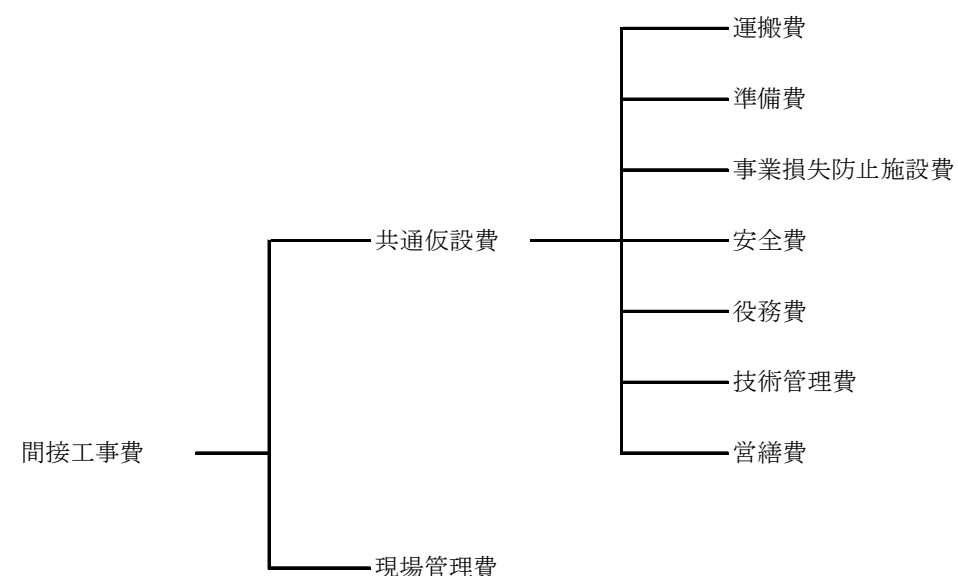
第2編 積算基準（水道建設工事編）

第2章 水道土木工事の積算基準（厚）

第3節 間接工事費の積算

2-3-1 間接工事費の構成

間接工事費の構成は下図のとおりとし、各々の積算は第4節及び第5節のとおりとする。



第4節 共通仮設費の積算（厚・企）

2-4-3 共通仮設費の率分（厚・企）

1 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、表-1の工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率を、当該対象額に乗じて得た額の範囲内とする。

2-4-11 現場環境改善費（厚・県・企）

1 対象となる内容

工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するもので表-11のとおり。

2 適用の範囲（企）

周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、原則、設計金額が150,000千円以上の全ての工事を対象とする。

ただし、現場事務所を設置しない工事、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待できないものについては、対象外とすることが出来る。

現場環境改善費追加

表番号の誤謬修正

現場環境改善費の内容については建設局と同等であり、企業庁の複数の諸経費体系で参照するため、具体的内容を積算基準及び歩掛表（その1）によることとした

3 積算方法

(1) 現場環境改善費の積算について

現場環境改善費の積算は、以下の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。

ア 積算方法は以下のとおりとする。

$$K = i \cdot Pi + \alpha$$

ただし、K：現場環境改善費(単位：円、1,000円未満切り捨て)

i：現場環境改善费率(単位：%、小数第3位四捨五入2位止め)

Pi：対象額(直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分)+支給品費(共通仮設費対象分))

α：積上げ計上分(単位：円、1,000円未満切り捨て)

対象額：Pi		現場環境改善费率：(%)	
		大都市市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く共通仮設費対象分)	5億円以下の場合	$i = 56.6 \cdot Pi^{-0.174}$	$i = 39.9 \cdot Pi^{-0.201}$
± 支給品費(共通仮設費対象分)	5億円を超える場合	1.73	0.71
無償貸付機械等評価額			

注) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(DID地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、人口集中地区(DID地区)とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

イ 率に計上されるものは、表11の内容のうち原則として各計上費目(現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)毎に1内容ずつ(ただし、いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を基本とした費用である。

また、選択にあたっては地域の状況・工事内容により組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更しても良い。

ウ 積上げ計上分(α)に計上するものは、費用が巨額となるため現場環境改善费率分で行うことが適当でないと判断されるものとする。

エ なお、経费率は現場環境改善費の各費目を1本化した全体での率である。

オ 現場環境改善に関する費用の対象額は5億円を限度とする。

(2) 設計変更について（県・企）

率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。
ただし、対象金額（Pi）の変動に伴う現場環境改善費率 i は変更される。

また、積上げ計上分（α）については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする

表-11

<u>計上費目</u>	<u>実施する内容（率計上分）</u>
<u>仮設備関係</u>	<u>1. 用水・電力等の供給設備</u> <u>2. 緑化・花壇</u> <u>3. ライトアップ施設</u> <u>4. 見学路及び椅子の設置</u> <u>5. 昇降設備の充実</u> <u>6. 環境負荷の低減</u>
<u>営繕関係</u>	<u>1. 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む）</u> <u>2. 労働者宿舍の快適化</u> <u>3. デザインボックス（交通誘導警備員待機室）</u> <u>4. 現場休憩所の快適化</u> <u>5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</u>
<u>安全関係</u>	<u>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等）</u> <u>2. 盗難防止対策（警報機等）</u> <u>3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策</u>
<u>地域連携</u>	<u>1. 完成予想図</u> <u>2. 工法説明図</u> <u>3. 工事工程表</u> <u>4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む）</u> <u>5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む）</u> <u>6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営</u> <u>7. パンフレット・工法説明ビデオ</u> <u>8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）</u> <u>9. 社会貢献</u>

第4章 水道機械・電気設備工事の積算基準（機）

第1節 一般事項

4-1-1 適用範囲（企）

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道機械・電気設備工事に適用する。

主な水道機械・電気設備工事は、次のとおりである。

施設名	設備名	種別	機器品目
ポンプ場 施設 水処理 施設 汚泥処理 施設 等	機械設備	ポンプ設備	導水ポンプ 送水ポンプ 配水ポンプ
		水処理機械設備	沈澱池機械設備 薬品注入設備 急速ろ過池下部集水装置 傾斜板設備等
		門扉設備（プラント内）	ゲート類（流入扉等） 弁類等
		排水処理設備	濃縮設備 脱水機設備等
	電気設備	電気設備	受配電設備 自家発電設備等
		計装設備	計装設備 水質計器設備 監視制御設備（テレメータ設備等） 流量計設備（電磁流量計、ベンチュリーメーター等）等

第4章 水道機械・電気設備工事の積算基準（機）

第1節 一般事項

4-1-1 適用範囲（企）

この積算基準は、愛知県企業庁が発注する水道機械・電気設備工事に適用する。

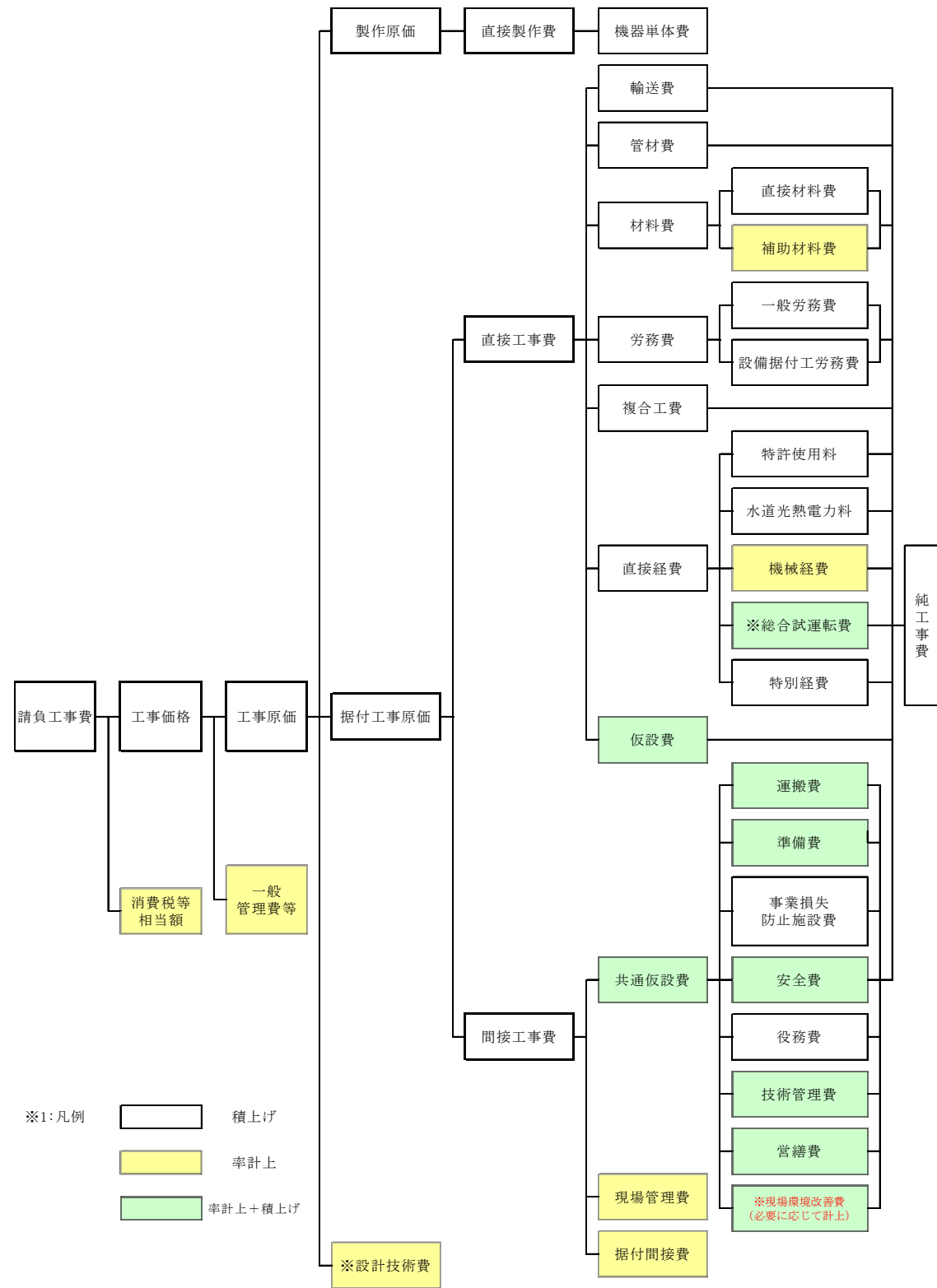
主な水道機械・電気設備工事は、次のとおりである。

設備名	種別	機器品目
機械設備	ポンプ設備	導水ポンプ、送水ポンプ、配水ポンプ、 洗浄用ポンプ設備等
	水処理機械設備	沈澱池機械設備、薬品注入設備、 急速ろ過池下部集水装置、 傾斜板設備等
	門扉設備（プラント内）	ゲート類（流入扉等）、弁類等
	排水処理設備	濃縮設備、脱水機設備等
電気設備	電気設備	受配電設備、自家発電設備等
	計装設備	計装設備、水質計器設備、 監視制御設備（テレメータ設備等）、 流量計設備（電磁流量計、ベンチュリーメーター等）等

施設名の追加

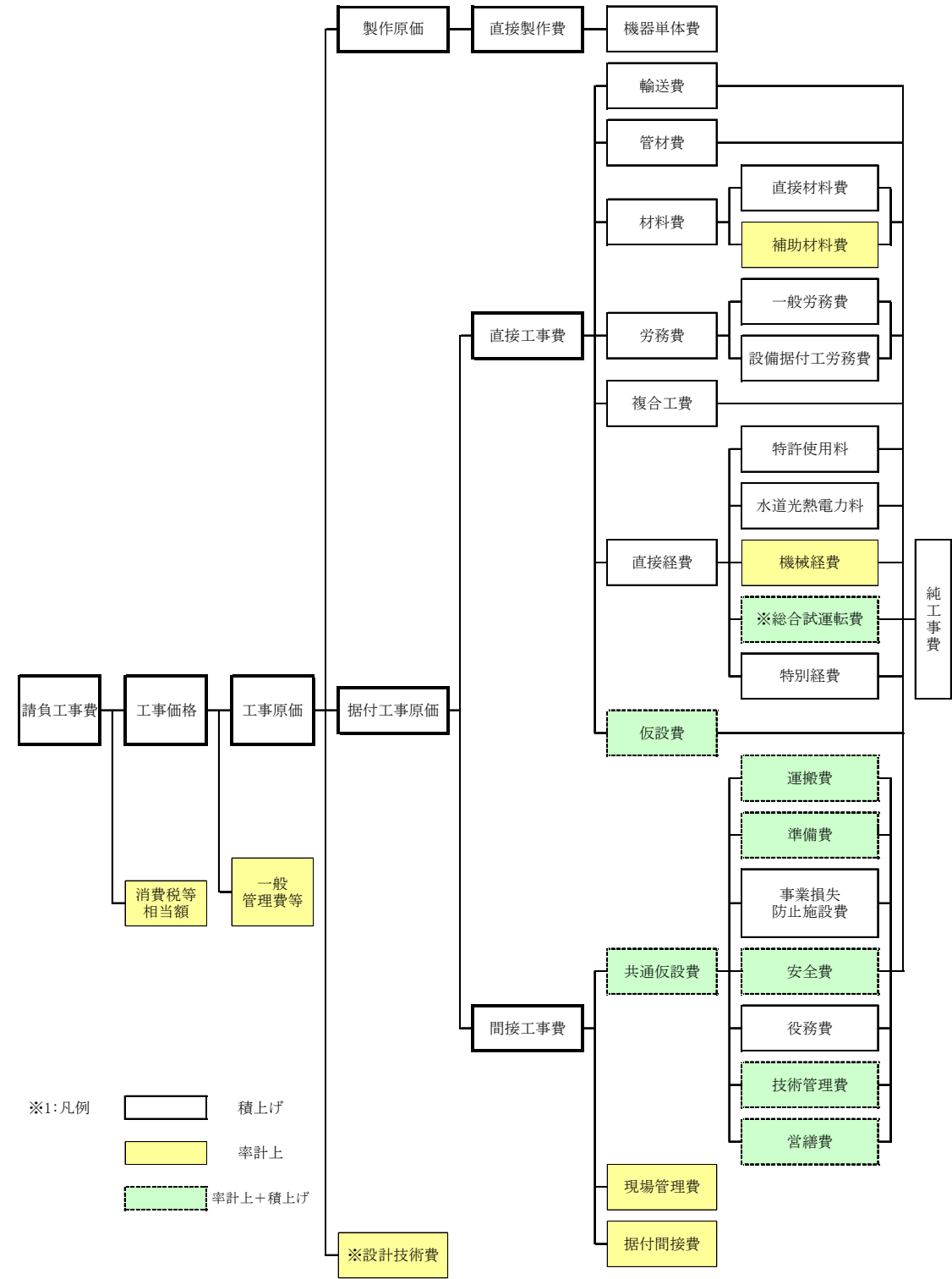
4-1-2 請負工事費の構成（機・企）

水道機械・電気設備工事の請負工事費の構成は下図のとおり。



4-1-2 請負工事費の構成（機・企）

水道機械・電気設備工事の請負工事費の構成は下図のとおり。



現場環境改善費の追加

第2節 水道機械・電気設備工事の諸経費率計算における対象額（機・企）

4-2-1 諸経費率計算における対象額

共通仮設費	現場環境改善費	現場管理費	据付間接費	※設計技術費	一般管理費	算出する費目
直接工事費	直接工事費	純工事費	直接工事費	製作原価+据付工事原価	工事原価	対象額 対象項目
-	-	-	-	○	○(補正あり)	機器単体費
○	○	○	×	○	○	輸送費
△ (1/2の金額控除)	△ (1/2の金額控除)	△ (1/2の金額控除)	×	△ (1/2の金額控除)	○	管材費
○	○	○	×	○	○	材料費
○	○	○	△ (設備据付工務費)	○	○	労務費
○	○	○	×	○	○	複合工費
○	○	○	×	○	○	直接経費
○	○	○	×	○	○	仮設費
△	×	△	×	×	△	処分費等 (処分費、上下水道料金、有料道路使用料)
①=直接工事費に含まれる処分費等+準備費に含まれる処分費等 ②=共通仮設費対象額 ①/②≤3% かつ、①≤3千万円 →全額率計算対象 ①/②>3% または、①>3千万円 →②×3% を率計算対象額 (②の上限額は3千万円)						
×	×	×	×	×	×	現場発成品
×	×	×	×	×	×	諸経費対象外 (諸経費込み単価、産廃処分税相当額など)
×	×	×	×	×	×	VE管理費
△ (1/2の金額加算)	△ (1/2の金額加算)	△ (1/2の金額加算)	×	△ (1/2の金額加算)	×	支給品
○	○	○	×	○	×	
×	×	×	×	○	×	
×	×	×	×	×	×	共通仮設費
△ (事業損失防止施設費)	-	○	×	○	○	
-	-	-	-	○	○	
-	-	-	-	○	○	据付間接費
-	-	-	-	○	○	現場管理費

○：諸経費計算対象額とする。 △：諸経費計算一部対象額とする。 ×：諸経費計算対象額としない。

-：体系上、対象額としない。 ※：必要に応じて計上する。

第4節 水道機械・電気設備工事の請負工事費の積算

4-4-2 据付工事原価

2 間接工事費（機・企）

2-1 共通仮設費

(8) 現場環境改善費

積算基準及び歩掛表（その1）による。

ただし、現場環境改善費の対象額は4-2-1の表-1のとおり。

第2節 水道機械・電気設備工事の諸経費率計算における対象額（機・企）

4-2-1 諸経費率計算における対象額

共通仮設費	現場管理費	据付間接費	※設計技術費	一般管理費	算出する費目
直接工事費	純工事費	直接工事費	製作原価+据付工事原価	工事原価	対象額 対象項目
-	-	-	○	○(補正あり)	機器単体費
○	○	×	○	○	輸送費
△ (1/2の金額控除)	△ (1/2の金額控除)	×	△ (1/2の金額控除)	○	管材費
○	○	×	○	○	材料費
○	○	△ (設備据付工務費)	○	○	労務費
○	○	×	○	○	複合工費
○	○	×	○	○	直接経費
○	○	×	○	○	仮設費
△	△	×	×	△	処分費等 (処分費、上下水道料金、有料道路使用料)
①=直接工事費に含まれる処分費等+準備費に含まれる処分費等 ②=共通仮設費対象額 ①/②≤3% かつ、①≤3千万円 →全額率計算対象 ①/②>3% または、①>3千万円 →②×3% を率計算対象額 (②の上限額は3千万円)					
×	×	×	×	×	現場発成品
×	×	×	×	×	諸経費対象外 (諸経費込み単価、産廃処分税相当額など)
×	×	×	×	×	VE管理費
△ (1/2の金額加算)	△ (1/2の金額加算)	×	△ (1/2の金額加算)	×	支給品
○	○	×	○	×	
×	×	×	○	×	
△ (事業損失防止施設費)	○	×	○	○	共通仮設費
-	-	-	○	○	据付間接費
-	-	-	○	○	現場管理費

現場環境改善費の追加

第4節 水道機械・電気設備工事の請負工事費の積算

4-4-2 据付工事原価

2 間接工事費（機・企）

2-1 共通仮設費

現場環境改善費の追加

第3編 積算基準（水道調査設計業務編）

第1章 総則

第5節 積算基準の一般事項

1-5-4 合同現地踏査 SWD0020（1回当り）

区分	主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	備考
合同現地踏査	0.5		0.5		

備考1. 原則1回を標準とするが、必要に応じて計上をする事。

- 1-5-5 技術者・労務単価（県）
- 1-5-6 技術者基準日額時間外手当の算出（県）
- 1-5-7 精度管理費係数の適用（県）
- 1-5-8 諸経費率等の扱い（県）
- 1-5-9 電子成果品作成費について（県）

第4章 設計業務委託（厚）

第2節 設計業務費の積算方式

4-2-2 電子成果品作成費（厚）

「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

(ア) 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 6.9 X^{0.45}$$

ただし、X：直接人件費(千円)

(イ) その他の設計業務((1)以外)

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 5.1 X^{0.38}$$

ただし、X：直接人件費(千円)

注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。

3. 電子成果品作成費の上下限については、以下のとおりとする。

(ア)の場合、上限：700千円、下限20千円

(イ)の場合、上限：250千円、下限20千円

第3編 積算基準（水道調査設計業務編）

第1章 総則

第5節 積算基準の一般事項

- 1-5-4 技術者・労務単価（県）
- 1-5-5 技術者基準日額時間外手当の算出（県）
- 1-5-6 精度管理費係数の適用（県）
- 1-5-7 諸経費率等の扱い（県）
- 1-5-8 電子成果品作成費について（県）

第4章 設計業務委託（厚）

第2節 設計業務費の積算方式

4-2-2 電子成果品作成費（厚）

「土木設計業務等の電子納品要領(案)」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。

ただし、これによりがたい場合は別途考慮する。

1 概略設計、予備設計又は詳細設計

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 6.9 X^{0.45}$$

ただし、X：直接人件費(千円)

2 その他の設計業務((1)以外)

$$\text{電子成果品作成費(千円)} = 5.1 X^{0.38}$$

ただし、X：直接人件費(千円)

注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。

2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。

3. 電子成果品作成費の上下限については、以下のとおりとする。

(ア)の場合、上限：700千円、下限20千円

(イ)の場合、上限：250千円、下限20千円

合同現地踏査の追加

番号の繰り下げ

誤謬修正

第5章 電食防止調査業務委託（企）

第1節 一般事項

5-1-3 電食防止調査業務費構成費目の内容

1 一般調査業務費

イ 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の(a)から(e)に掲げるものとする。

(a) 準備費

当該調査にかかる水替等に要する費用を計上する。

(b) 安全費

現道の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯、酸素ガス測定な等に要する費用を計上する。

(c) 旅費交通費

当該調査にかかる旅費交通費であり、「**3編 1-5-2** 旅費交通費」により積算する。

(d) 施工管理費

出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。

(e) その他

水管橋のボンド調査に伴う船舶、足場等の費用を計上する。

第4編 積算基準（水道維持管理編）

第1章 総則

第3節 水道維持管理の積算

1-3-1 積算方法

3 見積方法

(4) 見積の審査

ア 適正な見積のうち、単価に置き換え可能なものは単価を置き換える。

イ 部分見積における単価は平均価格、歩掛は平均価格を算出し、**最頻度**又は平均直近下位の価格を採用し、全体見積は平均価格を算出し、**最頻度**又は平均直近下位の価格を採用する。

第5章 電食防止調査業務委託（企）

第1節 一般事項

5-1-3 電食防止調査業務費構成費目の内容

1 一般調査業務費

イ 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次の(a)から(e)に掲げるものとする。

(a) 準備費

当該調査にかかる水替等に要する費用を計上する。

(b) 安全費

現道の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯、酸素ガス測定な等に要する費用を計上する。

(c) 旅費交通費

当該調査にかかる旅費交通費であり、「本章 5-2-2 旅費交通費」により積算する。

(d) 施工管理費

出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。

(e) その他

水管橋のボンド調査に伴う船舶、足場等の費用を計上する。

第4編 積算基準（水道維持管理編）

第1章 総則

第3節 水道維持管理の積算

1-3-1 積算方法

3 見積方法

(4) 見積の審査

ア 適正な見積のうち、単価に置き換え可能なものは単価を置き換える。

イ 部分見積における単価は平均価格、歩掛は平均価格を算出し、最を頻度又は平均直近下位の価格を採用し、全体見積は平均価格を算出し、最頻度又は平均直近下位の価格を採用する。

誤謬修正

誤謬修正

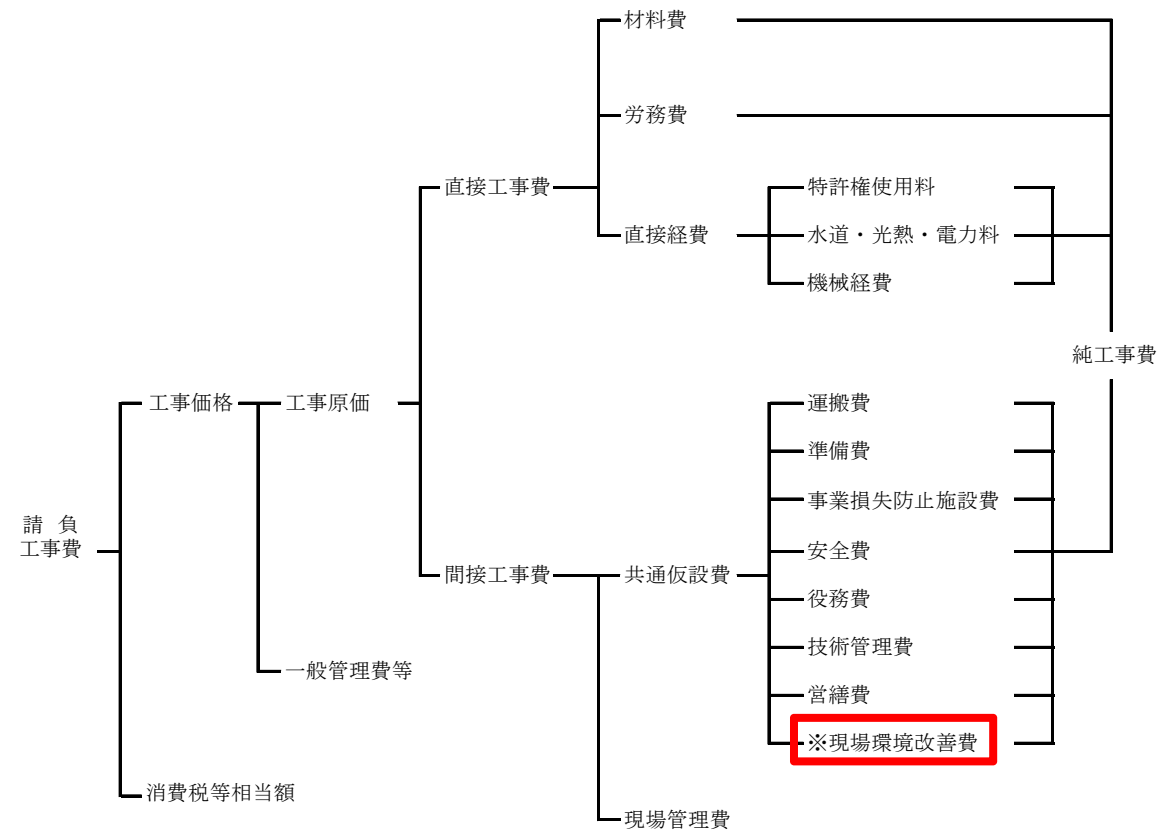
第2章 一般修繕工事（厚）

第2節 一般修繕工事の積算

2-2-1 一般修繕工事の積算方法

一般修繕工事の積算方法は、「第2編 第2章 水土木工事の積算基準」のとおりとする。

ただし、単価、歩掛及び諸経費を見積りにより積算する場合は、「本編 1-3-2 積算方法」によるものとする。



※現場環境改善費は必要に応じて計上する。

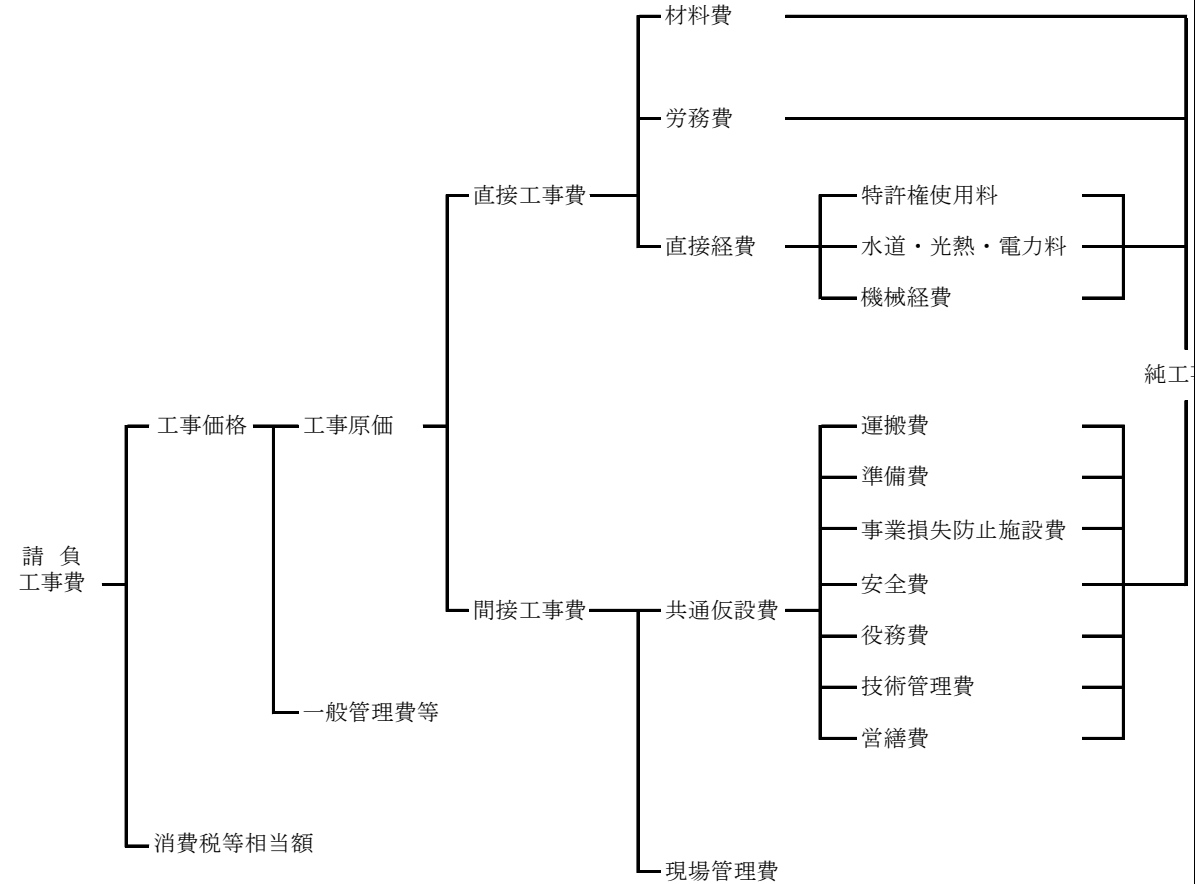
第2章 一般修繕工事（厚）

第2節 一般修繕工事の積算

2-2-1 一般修繕工事の積算方法

一般修繕工事の積算方法は、「第2編 第2章 水土木工事の積算基準」のとおりとする。

ただし、単価、歩掛及び諸経費を見積りにより積算する場合は、「本編 1-3-2 積算方法」によるものとする。



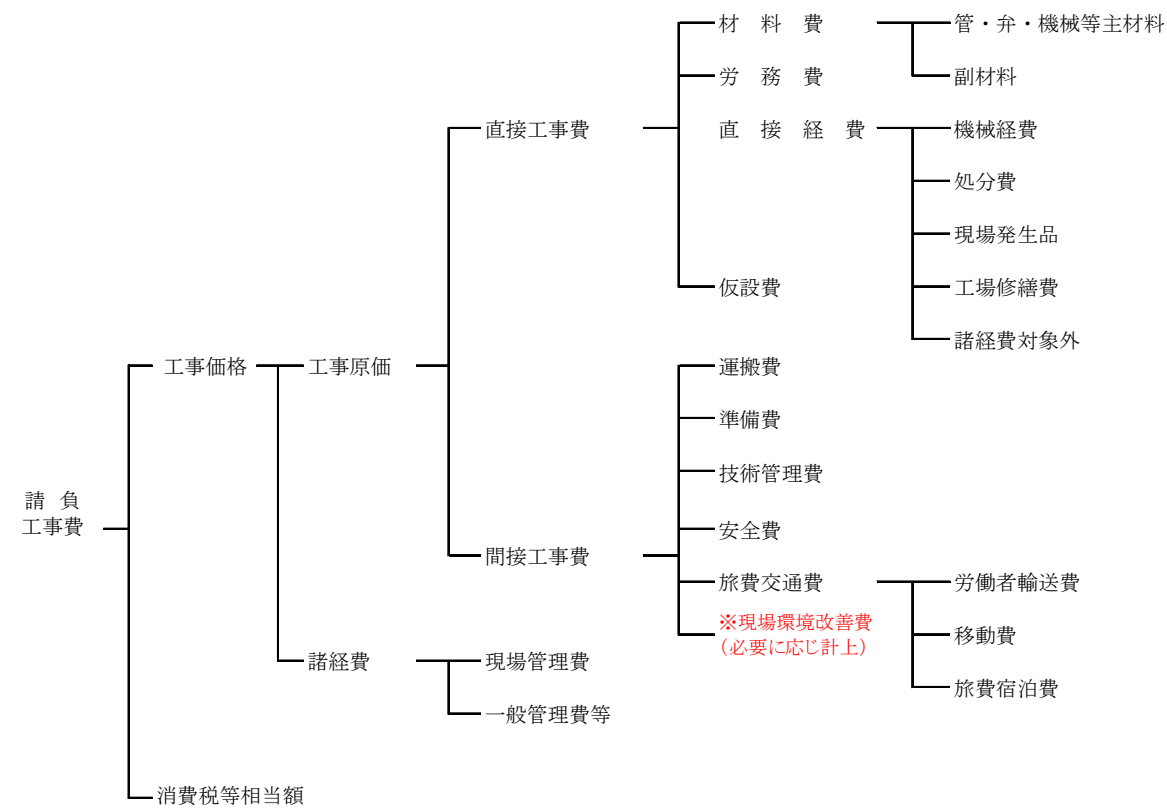
現場環境改善費の追加

第3章 設備修繕工事（企）

第1節 一般事項

3-1-2 設備修繕工事の請負工事費の構成

設備修繕工事の請負工事費の構成は下図のとおり。



第2節 設備修繕工事の積算

3-2-1 設備修繕工事の積算方法

2 間接工事費

(6) 現場環境改善費

積算基準及び歩掛表（その1）による。

ただし、

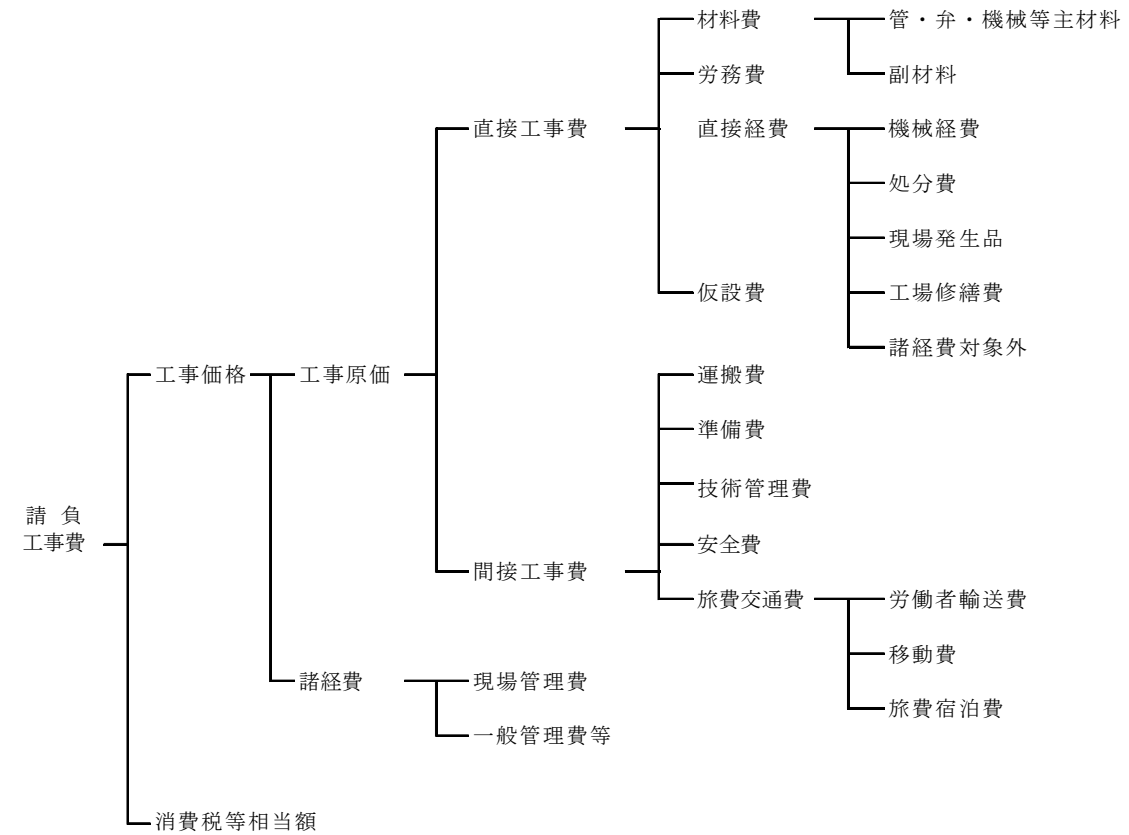
$$\text{現場環境改善費対象額} = \text{直接工事費} - (\text{管・弁・機械等主要材料} \times 1/2) \\
 - \text{現場発成品} \\
 - \text{工場修繕費} \\
 - \text{諸経費対象外}$$

第3章 設備修繕工事（企）

第1節 一般事項

3-1-2 設備修繕工事の請負工事費の構成

設備修繕工事の請負工事費の構成は下図のとおり。



第2節 設備修繕工事の積算

3-2-1 設備修繕工事の積算方法

2 間接工事費

現場環境改善費の追加

現場環境改善費の追加

第5編 歩掛表（水道建設工事編）

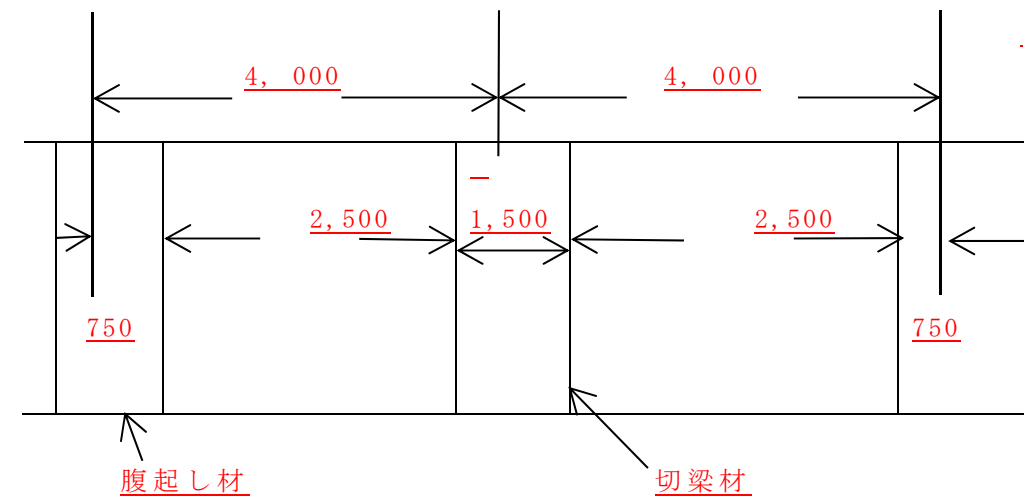
第3章 仮設工

第5編 歩掛表（水道建設工事編）

第3章 仮設工

〈参考〉

図4・1 土留支保工（軽量金属製）設置標準図



支保工材料表 (100m、1段当り)

腹起し長さ 4 m	腹起し材	50本
	切梁材	50本

参考図の削除
（管路構造物等標準設計へ移動）

第2節 土留工

3-2-5 アルミ矢板たて込み工（機械施工）（厚）（下）

土留め歩掛表（アルミ矢板たて込み）、機械施工については下水道用設計標準歩掛表を参照とする。

3-2-6 たて込み簡易土留（下）

たて込み簡易土留めについては下水道用設計標準歩掛表を参照とする。

第2節 土留工（軽量鋼矢板）

3-2-5 アルミ矢板たて込み工（機械施工）（厚）

土留め歩掛表（アルミ矢板たて込み）、機械施工については下水道用設計標準歩掛表を参照とする。

表記の修正

たて込み簡易土留の追加

第4章 管布設工（厚）

第4節 既設管撤去工

4-4-1 既設管撤去切断工

(1)表4・4・1 撤去管切断

撤去管		補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
材質	呼び径			
铸铁 (FC)	350mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 表4・1・14～表4・1・15	0.25	SWSU8065
	400mm 以上 1,000 mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 ”	0.35	SWSU8065
ダクタイル铸铁管 (FCD)	350mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 ”	0.27	SWSU8065
	400mm 以上 1,000 mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 ”	0.46	SWSU8065
鋼管 (STW290, STW370, S TW400)	350mm 以下	「 鋼管 現場切断工」歩掛表 表 4・2・12	0.25	SWSU8066
鋼管 (STW400, STW400B)	400mm 以上 1,000 mm 以下	「 鋼管 現場切断工」歩掛表 表 4・2・12	0.35	SWSU8066
ポリエチレン管	-	「ポリエチレン管切断工」歩掛 表 表4・5・8	0.25	SWSU8067

備考 1. 撤去管は原則として切断するものとする。切断数量は6m当り1箇所を標準とするが、現場の状況に応じて別途定めることができる。
 2. 切断機械の損料は、別途損料算定表（表4・1・16、4・1・17）による。
 3. 補正対象歩掛の補正係数は、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。
 4. 既設管との連絡部等における既設管切断については、本表を適用しない。
 5. 鋼管切断撤去の場合は、表4・2・12鋼管切断歩掛表の備考5を適用しない。
6. ポリエチレン管の撤去管切断にかかる補正後の歩掛かりは小数点以下4位を四捨五入し3位止めとする。

第4章 管布設工（厚）

第4節 既設管撤去工

4-4-1 既設管撤去切断工

(1)表4・4・1 撤去管切断

撤去管		補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
材質	呼び径			
铸铁 (FC)	350mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 表4・1・14～表4・1・15	0.25	SWSU8065
	400mm 以上 1,000 mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 ”	0.35	SWSU8065
ダクタイル铸铁管 (FCD)	350mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 ”	0.27	SWSU8065
	400mm 以上 1,000 mm 以下	「铸铁管現場切断工」歩掛表 ”	0.46	SWSU8065
鋼管 (STW290, STW370, S TW400)	350mm 以下	「 铸铁管 現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.25	SWSU8066
鋼管 (STW400, STW400B)	400mm 以上 1,000 mm 以下	「 铸铁管 現場切断工」歩掛表 表4・2・12	0.35	SWSU8066
ポリエチレン管	-	「ポリエチレン管切断工」歩掛 表 表4・5・8	0.25	-

備考 1. 撤去管は原則として切断するものとする。切断数量は6m当り1箇所を標準とするが、現場の状況に応じて別途定めることができる。
 2. 切断機械の損料は、別途損料算定表（表4・1・16、4・1・17）による。
 3. 補正対象歩掛の補正係数は、労務費の歩掛のみに乗じ、機械損料及び諸雑費には適用しない。
 4. 既設管との連絡部等における既設管切断については、本表を適用しない。
 5. 鋼管切断撤去の場合は、表4・2・12鋼管切断歩掛表の備考5を適用しない。

誤謬修正

コード追加

説明追加

4-4-3 撤去管吊り上げ工

(1)表4・4・3 撤去管吊り上げ積み込み

管種	補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
铸铁管	「铸铁管吊込据付工(機械)」歩掛表 表4・1・2	0.60	SWSU8053
	「铸铁管吊込据付工(人力)」歩掛表 表4・1・1	0.60	SWSU8051
鋼管	「鋼管吊込据付工(機械)」歩掛表 表4・2・2	0.60	SWSU8057
	「鋼管吊込据付工(人力)」歩掛表 表4・2・1	0.60	SWSU8052
ポリエチレン管	「ポリエチレン管布設工 据付工」歩掛表 表4・5・4	0.60	SWSU8210
	「ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工 据付工」表4・5・5	0.60	SWSU8212

* 端数処理について

補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同じとし、直下桁を四捨五入し、求めるものとする。

4-5-3 ポリエチレン管布設工

(3)表4・5・6 ポリエチレン管(メカニカル継手) 布設工

SWSU8214

呼び径 (mm)	継手工(1箇所当り)		
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費
50	0.04	0.04	労務費の1%
75	0.04	0.04	
100	0.04	0.04	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	

- 備考1. 本表は、水道配水用ポリエチレン管に使用するメカニカル継手工に適用する。
 2. 据付工は、表4・5・5ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工を適用する。
 3. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

(5)表4・5・8 ポリエチレン管切断工

SWSU8067 (1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
50	0.010	0.010	労務費の1%
75	0.010	0.010	労務費の7%
100	0.020	0.020	
150	0.020	0.020	
200	0.020	0.020	

備考 諸雑費には、工具損料、損耗費等を含む。

4-4-3 撤去管吊り上げ工

(1)表4・4・3 撤去管吊り上げ積み込み

管種	補正対象歩掛	補正係数	施工単価コード
铸铁管	「铸铁管吊込据付工(機械)」歩掛表 表4・1・2	0.60	SWSU8053
	「铸铁管吊込据付工(人力)」歩掛表 表4・1・1	0.60	SWSU8051
鋼管	「鋼管吊込据付工(機械)」歩掛表 表4・2・2	0.60	SWSU8057
	「鋼管吊込据付工(人力)」歩掛表 表4・2・1	0.60	SWSU8052
ポリエチレン管	「ポリエチレン管布設工 据付工」歩掛表 表4・5・4	0.60	-
	「ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工 据付工」表4・5・5	0.60	-

* 端数処理について

補正した歩掛は、標準歩掛の有効桁数と同じとし、直下桁を四捨五入し、求めるものとする。

4-5-3 ポリエチレン管布設工

(3)表4・5・6 ポリエチレン管(メカニカル継手) 布設工

呼び径 (mm)	継手工(1箇所当り)		
	配管工(人)	普通作業員(人)	諸雑費
50	0.04	0.04	労務費の1%
75	0.04	0.04	
100	0.04	0.04	
150	0.05	0.05	
200	0.06	0.06	

- 備考1. 本表は、水道配水用ポリエチレン管に使用するメカニカル継手工に適用する。
 2. 据付工は、表4・5・5ポリエチレン管(融着接合(EF接合))布設工を適用する。
 3. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

(5)表4・5・8 ポリエチレン管切断工

(1口当り)

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
50	0.010	0.010	労務費の1%
75	0.010	0.010	労務費の7%
100	0.020	0.020	
150	0.020	0.020	
200	0.020	0.020	

備考 諸雑費には、工具損料、損耗費等を含む。

コード追加

コード追加

コード追加

第7編 歩掛表（維持管理編）

第3章 設備点検委託

第1節 電気計装等設備点検

3-1-1 設備点検工

表7・3・1 計装設備点検工

機器名	規格	技師	摘要
記録計	1 ペン式	人/台 0.33	
〃	2 〃	0.40	
〃	3 〃	0.47	
〃	4 〃	0.53	
〃	多ペン式、打点式	0.47	
指示計 (警報)	可動線輪型(警報なし)	0.03	
	指示計(警報)	0.06	
	サーボ機構式(警報)	0.08	
調節計	無指示調節計、電々ポジショナー	0.06	
	指示調節計 カスケード有	0.27	
	〃 無	0.22	
	偏差指示調節計 〃 有	0.27	
	〃 無	0.22	
	継続調節計(パルスサンプル) 〃 有	0.32	
無指示調節器	出力接点式	0.03	
比率設定器		0.17	
定値設定器		0.11	
警報設定器		0.06	
演算器	V-I、I-I(アインレーター)R-I(すべり抵抗電流交換)温度交換、加算器、開平演算器、リミッター、AC-DCコンバータ、PVモジュール、MVモジュール、各種ブランチ	0.11	
積算計	パルス入力を除く	0.28	
水位計	フロート式	0.17	
	圧力式	0.17	
	浮力式	0.17	
	超音波式	0.08	
	静電容量式	0.08	
ディストリビューター		0.05	
定電流電源箱		0.11	
計器電源箱		0.03	
避雷器		0.03	
電磁流量計		0.67	実流テスト なし
		1.00	〃 あり
超音波流量計		0.67	〃 なし
		1.00	〃 あり

第7編 歩掛表（維持管理編）

第3章 設備点検委託

第1節 電気計装等設備点検

3-1-1 設備点検工

表7・3・1 計装設備点検工

機器名	規格	技師	摘要
記録計	1 ペン式	人/台 0.33	
〃	2 〃	0.40	
〃	3 〃	0.47	
〃	4 〃	0.53	
〃	多ペン式、打点式	0.47	
指示計 (警報)	可動線輪型(警報なし)	0.03	
	指示計(警報)	0.06	
	サーボ機構式(警報)	0.08	
調節計	無指示調節計、電々ポジショナー	0.06	
	指示調節計 カスケード有	0.27	
	〃 無	0.22	
	偏差指示調節計 〃 有	0.27	
	〃 無	0.22	
	継続調節計(パルスサンプル) 〃 有	0.32	
無指示調節器	出力接点式	0.03	
比率設定器		0.17	
定値設定器		0.11	
警報設定器		0.06	
演算器	V-I、I-I(アインレーター)R-I(すべり抵抗電流交換)温度交換、加算器、開平演算器、リミッター、AC-DCコンバータ、PVモジュール、MVモジュール、各種ブランチ	0.11	
積算計	パルス入力を除く	0.28	
水位計	フロート式	0.17	
	圧力式	0.17	
	浮力式	0.17	
	超音波式	0.08	
	静電容量式	0.08	
ディストリビューター		0.05	
定電流電源箱		0.11	
計器電源箱		0.03	
避雷器		0.03	
電磁流量計		0.67	実流テスト なし
		1.00	〃 あり
超音波電流計		0.67	〃 なし
		1.00	〃 あり

名称修正

機 器 名	規 格	技 師	摘 要	
損 失 水 頭 計		人/台 0.22		
差 圧 式 流 量 計		0.22	実流テスト なし	
		0.33	〃 あり	
堰 式 流 量 発 信 器		0.17	〃 なし	
		0.25	〃 あり	
水 銀 差 圧 式 流 量 計 (機械式)	普通点検	0.39	工業用水用	
	精密点検	0.77	〃	
差圧式流量式(電機式)	定期点検	0.57	〃	
残 塩 計	無 試 薬	0.67		
	有 試 薬	0.83		
P H 計		0.50		
濁 度 計	透過光方式	0.50		
	散乱光方式	0.67		
ア ン モ ニ ア 計		0.67		
シ ア ン 計		1.00		
サ ン プ リ ン グ 装 置		0.17		
導 電 率 計		0.11		
測 温 計		0.11		
無 線 式 テ レ メ ー タ ー (アナログ、デジタル共)	犬山、幸田、豊田、豊橋、知多、尾張水道 愛知用水水道本所、西三河水道と同程度のもの	4.00		大容量
	上野、豊橋西部、高蔵寺、豊川、旭ポンプ場、 尾張西部と同程度のもの	3.00		中容量
	テレメータ子局程度のもの	1.50		小容量
タ イ プ ラ イ タ ー		1.00		
テ ー プ リ ー ダ ー パ ン チ ャ		1.00		
有 線 テ レ メ ー タ	豊橋南部、高蔵寺、安城、尾張西部 浄水場、犬山導水、三好、江南 ポンプ場、尾西取水場	2.00	1回路当たり	
無 停 電 電 源 装 置	充電装置	0.60		
	蓄電池 21セルから80セルまで	0.60		
	20セル以下	0.30		
	インバーター	0.30		
デ ー タ 処 理 装 置 D D C 装 置 (デジタル・ダイレクトコントロール装置)	知多、豊田、愛南、西三河、尾張、 豊橋、幸田(場外)、豊橋南部、 蒲郡	4.00		
シ ー ケ ン サ	沈でん池排泥用	1.00		
	ろ過池洗浄用、脱水機用	2.00		
オペレータ・コンソール		1.00		

機 器 名	規 格	技 師	摘 要	
損 失 水 頭 計		人/台 0.22		
差 圧 式 流 量 計		0.22	実流テスト なし	
		0.33	〃 あり	
堰 式 流 量 発 信 器		0.17	〃 なし	
		0.25	〃 あり	
水 銀 差 圧 式 流 量 計 (機械式)	普通点検	0.39	工業用水用	
	精密点検	0.77	〃	
差圧式流量式(電機式)	定期点検	0.57	〃	
残 塩 計	無 試 薬	0.67		
	有 試 薬	0.83		
P H 計		0.50		
濁 度 計	透過光方式	0.50		
	散乱光方式	0.67		
ア ン モ ニ ア 計		0.67		
シ ア ン 計		1.00		
サ ン プ リ ン グ 装 置		0.17		
導 電 率 計		0.11		
測 温 計		0.11		
無 線 式 テ レ メ ー タ ー (アナログ、デジタル共)	犬山、幸田、豊田、豊橋、知多、尾張 水道、愛知用水水道南部、西三河水道	4.00		大容量
	上野、豊橋西部、高蔵寺、豊川、旭、 尾張西部	3.00		中容量
	テレメータ子局程度のもの	1.50		小容量
タ イ プ ラ イ タ ー		1.00		
テ ー プ リ ー ダ ー パ ン チ ャ		1.00		
有 線 テ レ メ ー タ	豊橋南部、高蔵寺安城、尾張西部 浄水場、犬山導水、三好、江南ポ ンプ場、尾西取水場	2.00	1回路当たり	
無 停 電 々 源 装 置	充電装置	0.60		
	蓄電池 21セルから80セルまで	0.60		
	20セル以下	0.30		
	インバーター	0.30		
デ ー タ 処 理 装 置 D D C 装 置 (デジタル・ダイレクトコントロール装置)	知多、豊田、愛南、西三河、尾張、 豊橋、幸田(場外)、豊橋南部、 蒲郡	4.00		
シ ー ケ ン サ	沈でん池排泥用	1.00		
	ろ過池洗浄用、脱水機用	2.00		
オペレータ・コンソール		1.00		

表記の修正

表記の修正

表7・3・2 受配電設備点検工（普通）

機器名	規 格	技 師	摘 要
変 圧 器	油入変圧器	人/台	
	特高 5,000KVA以下	0.60	
	高圧 5,000KVA以下	0.50	
	〃 1,000KVA未満	0.33	
	〃 100KVA未満	0.25	
	乾式変圧器	0.33	
	高圧 5,000KVA以下		
	〃 1,000KVA未満	0.31	
	〃 100KVA未満	0.25	
	低圧 100KVA未満	0.17	
接地変圧器	0.17		
リアクトル	0.11	SCを含む	
特高キュービクル内所内電源	0.33		
し や 断 機	特高 GCB	0.67	
	〃 OCB	0.67	
	高圧 OCB	0.33	
	〃 VCB	0.28	
	〃 MBB	0.33	
〃 ACB	0.28		
負 荷 開 閉 器	POS	0.28	
	AOG、LBS	0.12	
接 触 器	電磁スイッチ	0.25	
	VCS	0.28	
断 路 器 、 線 路 開 閉 器	特高 DC、LS	0.39	回路ごと1組
	高圧 DC、LS	0.08	〃
	カットアウトスイッチ	0.06	〃
コ ン デ ン サ	高 圧 用	0.08	
避 雷 器	特 高 用	0.28	三相一括
	高 圧 用	0.15	〃
サ ー ジ 吸 収 器		0.07	〃
母 線 支 持 碍 子	特 高 用	0.08	一本ごと
	高 圧 用	0.03	〃
配 電 盤	特高用キュービクル	人/面	
	高圧用キュービクル	0.33	
高 圧 電 動 機	電 動 機	人/台	始動装置含
	電動機起動盤	0.11	
ブ ッ シ ン グ	電 動 機	人/面	
	電動機起動盤	0.28	
ブ ッ シ ン グ	特高用壁貫通ブッシング	0.50	三相一括

表7・3・2 受配電設備点検工（普通）

機器名	規 格	技 師	摘 要
変 圧 器	油入変圧器	人/台	
	特高 5,000KVA以下	0.60	
	高圧 5,000KVA以下	0.50	
	〃 1,000KVA未満	0.33	
	〃 100KVA未満	0.25	
	乾式変圧器	0.33	
	高圧 5,000KVA以下		
	〃 1,000KVA未満	0.31	
	〃 100KVA未満	0.25	
	低圧 100KVA未満	0.17	
接地変圧器	0.17		
リアクトル	0.11	SCを含む	
特高キュービクル内所内電源	0.33		
し や 断 機	特高 GCB	0.67	
	〃 OCB	0.67	
	高圧 OCB	0.33	
	〃 VCB	0.28	
	〃 MBB	0.33	
〃 ACB	0.28		
負 荷 開 閉 器	POS	0.28	
	AOG、LBS	0.12	
接 触 器	電磁スイッチ	0.25	
	VCS	0.28	
断 路 器 、 線 路 開 閉 器	特高 DC、LS	0.39	回路ごと1組
	高圧 DC、LS	0.08	〃
	カットアウトスイッチ	0.06	〃
コ ン デ ン サ	高 圧 用	0.08	
避 雷 器	特 高 用	0.28	三相一括
	高 圧 用	0.15	〃
サ ー ジ 吸 収 器		0.07	〃
母 線 支 持 碍 子	特 高 用	0.08	一本ごと
	高 圧 用	0.03	〃
配 電 盤	特高用キュービクル	人/面	
	高圧用キュービクル	0.33	
高 圧 電 動 機	電 動 機	人/台	始動装置含
	電動機起動盤	0.11	
ブ ッ シ ン グ	電 動 機	人/面	
	電動機起動盤	0.28	
ブ ッ シ ン グ	特高用壁貫通ブッシング	0.50	三相一括

表記の修正

機器名	規 格	技 師	摘 要
計器用変成器	特高用PT誘導式	人/台 0.17	動作チェック
	〃 コンデンサタイプ	0.28	
	高圧用PT	0.11	回路ごと1組
	特高用CT	0.33	〃
	高圧用CT	0.11	〃
保護継電器	単要素 限時式	0.19	
	二要素 限時式	0.25	
	単要素 瞬時式	0.11	
	2E・3Eリレー	0.25	
	地絡方向継電器	0.25	
計器校正	保護継電器(単要素)	0.08	
	保護継電器(二要素)	0.17	
	積算電力計(単相)	0.17	
	〃(三相)	0.22	
変換器試験	保護継電器(単要素)	0.22	
	保護継電器(二要素)	0.33	
	パルス電力量計	0.22	
接地抵抗測定	接地極1回路あたり	0.17	
絶縁抵抗測定	ケーブル	0.06	
コンプレッサー		0.67	
蓄電池充電装置		0.60	
蓄電池	21セル以上80セル	0.60	
	20セル以下	0.30	

機器名	規 格	技 師	摘 要
計器用変成器	特高用PT誘導式	人/台 0.17	動作チェック
	〃 コンデンサタイプ	0.28	
	高圧用PT	0.11	回路ごと1組
	特高用CT	0.33	〃
	高圧用CT	0.11	〃
保護継電器	単要素 限時式	0.19	
	二要素 限時式	0.25	
	単要素 瞬時式	0.11	
	2E・3Eリレー	0.25	
	地絡方向、縦電器	0.25	
計器校正	単要素	0.08	
	二要素	0.17	
	積算電力計(単相)	0.17	
	〃(三相)	0.22	
変換器試験	単要素	0.22	
	二要素	0.33	
	パルス電力量計	0.22	
接地抵抗測定	接地極一回路	0.17	
絶縁抵抗測定	ケーブル	0.06	
コンプレッサー		0.67	
充電装置		0.60	
乾電池	21セル以上80セル	0.60	
	20セル以下	0.30	

表記の修正

表7・3・3 受配電設備点検工（精密）

機器名	規格	技師	摘要
変圧器	絶縁油酸化試験	人/台 0.42	1検体採取共
	絶縁油中ガス分析	2.00	500KVA以上に限る
	窒素ガス純度分析	1.00	
しゃ断機	投入開極時間測定	0.17	三相不揃試験と同時に 行わない、普通点検プ ラス
	三相不揃試験	0.17	普通点検プラス
	耐電圧試験	0.11	VCB、VCSの真空管
	空気消費量測定	0.11	空気操作のみ
避雷器	サージインピーダンス測定	1.00	簡易試験器による
	衝撃放電開始電圧測定	1.00	〃
コンデンサ	容量測定	0.17	容量計による
電動機ケーブル	直流高圧法による試験	人/1回路 0.25	ケーブル、高圧電動機
	過電流継電器の結合試験	人/個 0.17	継電器試験プラス (1相応)
継電器	地絡方向継電器の人工接地試験	0.50	継電器試験プラス

備考 本表歩掛は普通点検歩掛(表7・3・2)は含まないので、必要な場合は加算すること。

表7・3・5 ボイラー、空調機設備点検工

機器名	規格	技師	摘要	
温水ボイラー 同上附属設備	伝熱面積3.0～16.0㎡	2.00人/台 2.00(普作)	官庁検査がある場合 は技師0.50人を加算 する。	
	冷却水・温水ポンプ	0.17		
	附属装置(給水装置、温水管・水処理装置、制御装置等)	0.50人/1式		
空調機及び冷凍設備	冷暖房用パッケージ 10万Kcal以上 (ヒーター含)	1.77人/台	制御装置、風導配管 装置点検は機器に含む。	
	〃 (ヒーター含)10万Kcal未満	0.89		
	冷房用パッケージ10万Kcal以上	1.32		
	〃 10万Kcal未満	0.66		
	冷凍機(チーリングユニット)		6.18	20～25万 Kcal
			3.09	20万 Kcal 未満
	エアハンドリングユニット		0.35人/台	10万 Kcal 以上
			0.18	10万 Kcal 未満
	冷却塔 大型 50 Ton以上		0.55	
		〃 小型 50 Ton未満	0.27	
吸・排風機(パッケージと独立した もの)		0.17		

表7・3・3 受配電設備点検工（精密）

機器名	規格	技師	摘要
変圧器	絶縁油酸価耐圧試験	人/台 0.42	1検体採取共
	油中ガス分析	2.00	500KVA以上に限る
	窒素ガス純度分析	1.00	
しゃ断機	投入開極時間測定	0.17	三相不揃試験と同時に 行わない、普通点検プ ラス
	三相不揃試験	0.17	普通点検プラス
	耐電圧試験	0.11	VCB、VCSの真空管
	空気消費量測定	0.11	空気操作のみ
避雷器	サージインピーダンス測定	1.00	簡易試験器による
	衝撃放電開始電圧測定	1.00	〃
コンデンサ	容量測定	0.17	容量計による
電動機ケーブル	直流高圧法による試験	人/1回路 0.25	ケーブル、高圧電動機
	過電流継電器の結合試験	人/個 0.17	継電器試験プラス (1相応)
継電器	地絡方向縦電器の人工接地試験	0.50	継電器試験プラス

備考 本表歩掛は普通点検歩掛(表7・3・2)は含まないので、必要な場合は加算すること。

表7・3・5 ボイラー、空調機設備点検工

機器名	規格	技師	摘要	
温水ボイラー 同上附属設備	伝熱面積3.0～16.0㎡	2.00人/台 2.00(普作)	官庁検査がある場合 は技師0.50人を加算 する。	
	冷却水・温水ポンプ	0.17		
	附属装置(給水装置、温水管・水処理装置、制御装置等)	0.50人/1式		
空調機及び冷凍設備	冷暖房用パッケージ 10万Kcal以上 (ヒーター含)	1.77人/台	制御装置、風導配管 装置点検は機器に含む。	
	〃 (ヒーター含)10万Kcal未満	0.89		
	冷房用パッケージ10万Kcal以上	1.32		
	〃 10万Kcal未満	0.66		
	冷凍機(チーリングユニット)		6.18	20～25万 Kcal
			3.09	20万 Kcal 未満
	エアーハンドリングユニット		0.35人/台	10万 Kcal 以上
			0.18	10万 Kcal 未満
	冷却塔 大型 50 Ton以上		0.55	
		〃 小型 50 Ton未満	0.27	
吸・排風機(パッケージと独立した もの)		0.17		

表記の修正

表記の修正

表7・3・7 消防設備点検工

機器名	規 格	技 師		摘 要
		A	B	
火災報知設備				A:外観・機能点検 B:外観・機能・総合点検歩掛
	受信機 (P型1級) 10回線以下	人/面 0.071	人/面 0.139	
	〃 11回線以上10回線増毎	0.012	0.134	
	発信機 (P型1級、P型2級)	人/台 0.007	人/台 0.007	
	感知器差動式分布型 (100ヶ未満)	人/個 0.034	人/個 0.034	
	〃 (100ヶ以上)	0.017	0.017	
	差動式スポット型 (100ヶ未満)	0.005	0.005	
	〃 (100ヶ以上)	0.003	0.003	
	定温式スポット型 (100ヶ未満)	0.009	0.009	
	〃 (100ヶ以上)	0.005	0.005	
	煙 式 (100ヶ未満)	0.014	0.039	
	〃 (100ヶ以上)	0.010	0.020	
	音響装置 (スピーカー・ベル)	0.004	0.007	
	消火栓起動装置	人/組 0.043	人/組 0.043	
	常用電源 { 交流電源	0.020	0.020	
	{ 蓄電池	0.085	0.085	
	予備(非常)電源 { 蓄電池	0.068	0.068	
	{ 乾電池	0.014	0.014	
	絶縁測定		人/式 0.060	消火設備にも適用
	標識灯	人/個 0.016	人/個 0.016	
表示機 10回線以下	0.034	0.034	11回線以上は10回線毎に0.006人加算	
非常警報設備	操作装置	人/組 0.052	人/組 0.110	消火用導管、配線点検含む。
	起動装置	0.007	0.007	
	音響装置	0.004	0.004	
	表示灯装置	0.003	0.003	
消火設備(二酸化炭素ガス)	二酸化炭素容器 50kg	人/本 0.097	人/本 0.097	
	容器弁開放器 { 蓄電池	0.024	0.024	
	{ ガス圧式	0.016	0.016	
	起動用小容器	0.016	0.016	
	起動用操作箱	0.016	0.016	
	連動盤(制御盤) { 5回線以下	0.079	0.079	
	{ 1回線増毎に	0.008	0.008	
	継電器盤 { 5回線以下	0.079	0.079	
	{ 1回線増毎に	0.008	0.008	
	表示盤	0.063	0.063	
電源装置	0.079	0.079		

表7・3・7 消防設備点検工

機器名	規 格	技 師		摘 要
		A	B	
火災報知設備				A:外観・機能点検 B:外観・機能・総合点検歩掛
	受信機 (P-1) 10回線以下	人/面 0.071	人/面 0.139	
	〃 11回線以上10回線増毎	0.012	0.134	
	発信機 (P-1、2級)	人/台 0.007	人/台 0.007	
	感知器差動式分布型 (100ヶ未満)	人/個 0.034	人/個 0.034	
	〃 (100ヶ以上)	0.017	0.017	
	差動式スポット型 (100ヶ未満)	0.005	0.005	
	〃 (100ヶ以上)	0.003	0.003	
	定温式スポット型 (100ヶ未満)	0.009	0.009	
	〃 (100ヶ以上)	0.005	0.005	
	煙 式 (100ヶ未満)	0.014	0.039	
	〃 (100ヶ以上)	0.010	0.020	
	音響装置 (スピーカー・ベル)	0.004	0.007	
	消火栓起動装置	人/組 0.043	人/組 0.043	
	常用電源 { 交流電源	0.020	0.020	
	{ 蓄電池	0.085	0.085	
	予備(非常)電源 { 蓄電池	0.068	0.068	
	{ 乾電池	0.014	0.014	
	絶縁測定		人/式 0.060	消火設備にも適用
	標識灯	人/個 0.016	人/個 0.016	
表示機 10回線以下	0.034	0.034	11回線以上は10回線毎に0.006人加算	
非常警報設備	操作装置	人/組 0.052	人/組 0.110	消火用導管、配線点検含む。
	起動装置	0.007	0.007	
	音響装置	0.004	0.004	
	表示灯装置	0.003	0.003	
消火設備(二酸化炭素ガス)	二酸化炭素容器 50kg	人/本 0.097	人/本 0.097	
	容器弁開放器 { 蓄電池	0.024	0.024	
	{ ガス圧式	0.016	0.016	
	起動用小容器	0.016	0.016	
	起動用操作函	0.016	0.016	
	連動盤(制御盤) { 5回線以下	0.079	0.079	
	{ 1回線増毎に	0.008	0.008	
	継電器盤 { 5回線以下	0.079	0.079	
	{ 1回線増毎に	0.008	0.008	
	表示盤	0.063	0.063	
電源装置	0.079	0.079		

表記の修正

表記の修正

第4章 管路施設点検委託

第1節 管路施設点検

4-1-1 管路施設点検工

(1) 標準歩掛

表7・4・1 管路施設点検工

SWSR4301～SWSR4314 (1日当たり)

設計区分	A		B			C	
	種別	【SWSR4301】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4303】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 【SWSR4302】 ・ヒューム管土留付制水弁	【SWSR4306】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4308】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 【SWSR4307】 ・ヒューム管土留付制水弁	【SWSR4309】 ・消火栓	【SWSR4311】 ・室付制水弁 ・室付空気弁
名称	【SWSR4301】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4303】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 【SWSR4302】 ・ヒューム管土留付制水弁	【SWSR4306】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4308】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 【SWSR4307】 ・ヒューム管土留付制水弁	【SWSR4309】 ・消火栓	【SWSR4311】 ・室付制水弁 ・室付空気弁	【SWSR4312】 ・ヒューム管土留付制水弁 【SWSR4313】 ・ブロック室付制水弁 ・ブロック室付人孔 ・ブロック室付空気弁
点	世話役 人	1	1	1	1	1	1
検	配管工 //	1	1	1	1	1	1
	普通作業員 //	2	2	2	2	2	2
	交通警備誘導員 //	1	1	-	-	-	-
	トラック運転費(2t) 時	2	2	2	2	2	2
工	雑品 %	10	10	10	10	10	10
	保安設備工(※) 式	1	1	1	1	1	1
※保安設備	計						
	工事中標識 枚	2		2			
	トラ柵 //	4		4			4

備考 1. ドレッサー型伸縮管は室付制水弁を、単口空気弁は消火栓の歩掛を使用する。

- 雑品は、トラック運転費の10%を計上する。
- 設計区分は、埋設管路位置により区分する。なお、交通警備誘導員は、交通規制に合わせ適宜計上することができる。
A：交通量の多い国・県・市道および市街地
B：AおよびC以外
C：管路用地内および農道村道（山間部）等交通量の少ない所

第4章 管路施設点検委託

第1節 管路施設点検

4-1-1 管路施設点検工

(1) 標準歩掛

表7・4・1 管路施設点検工

SWSR4301～SWSR4314 (1日当たり)

設計区分	A		B			C	
	種別	室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁	ブロック室付制水弁・人孔空気弁消火栓	室付制水弁ヒューム管土留付制水弁	ブロック室付制水弁・人孔空気弁	消火栓	室付制水弁
名称	室付制水弁、ヒューム管土留付制水弁	ブロック室付制水弁・人孔空気弁消火栓	室付制水弁ヒューム管土留付制水弁	ブロック室付制水弁・人孔空気弁	消火栓	室付制水弁	ヒューム管土留付制水弁、ブロック室付制水弁・人孔空気弁、消火栓
点	世話役 人	1	1	1	1	1	1
検	配管工 //	1	1	1	1	1	1
	普通作業員 //	2	2	2	2	2	2
	交通警備誘導員 //	1	1	-	-	-	-
	トラック運転費(2t) 時	2	2	2	2	2	2
工	雑品 %	10	10	10	10	10	10
	保安設備工(※) 式	1	1	1	1	1	1
※保安設備	計						
	工事中標識 枚	2 (A級)		2 (B級)			
	トラ柵 //	4 (A級)		4 (B級)			4 (D級)

備考 1. ドレッサー型伸縮管は室付制水弁を、単口空気弁は消火栓の歩掛を使用すること。

- 備考 1. ドレッサー型伸縮管は室付制水弁を、単口空気弁は消火栓の歩掛を使用する。
- 雑品は、トラック運転費の10%を計上する。
- 設計区分は、埋設管路位置により区分する。なお、交通警備誘導員は、交通規制に合わせ適宜計上することができる。
A：交通量の多い国・県・市道および市街地
B：AおよびC以外
C：管路用地内および農道村道（山間部）等交通量の少ない所

コードの追加
表記の修正

(2) 作業能力

表7・4・2 管路施設点検作業能力

種別 設計区分 工程	・室付制水弁 ・室付空気弁			・ヒューム管土留 付制水弁			・ブロック室付制水弁、 人孔、空気弁			・消火栓 (単口空気弁)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
作業段取・保安設備	分 55	分 31	分 21	分 28	分 13	分 7	分 25	分 12	分 5	分 8	分 4	分 3
筐まわり砂取り除き	10	10	5	5	5	5	5	5	2	5	2	1
土砂の搬出	30	15	5	15	10	5	10	5	3	5	2	2
清掃	20	10	10	10	5	5	10	5	2	5	2	
グリスアップ・塗装	15	15	15	5	5	5	5	5	5	5	5	5
点検	10	10	10	5	5	5	15	15	15	5	5	5
測定	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5
後片付け、その他	25	15	10	10	5	5	10	5	5	5	3	1
計	175	116	86	83	53	42	85	57	42	43	28	22
作業ヶ所数	2.1	3.1	4.2	4.3	6.8	8.6	4.2	6.3	8.6	8.4	12.9	16.4

(2) 作業能力

表7・4・2 管路施設点検作業能力

種別 設計区分 工程	室付制水弁			ヒューム管土留 付制水弁			ブロック室付制水弁、 人孔空気弁			消火栓 (単口空気弁)		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C	A	B	C
作業段取・保安設備	分 55	分 31	分 21	分 28	分 13	分 7	分 25	分 12	分 5	分 8	分 4	分 3
筐まわり砂取り除き	10	10	5	5	5	5	5	5	2	5	2	1
土砂の搬出	30	15	5	15	10	5	10	5	3	5	2	2
清掃	20	10	10	10	5	5	10	5	2	5	2	
グリスアップ・塗装	15	15	15	5	5	5	5	5	5	5	5	5
点検	10	10	10	5	5	5	15	15	15	5	5	5
測定	10	10	10	5	5	5	5	5	5	5	5	5
後片付け、その他	25	15	10	10	5	5	10	5	5	5	3	1
計	175	116	86	83	53	42	85	57	42	43	28	22
作業ヶ所数	2.1	3.1	4.2	4.3	6.8	8.6	4.2	6.3	8.6	8.4	12.9	16.4

表記の修正